

○ニセコ町公園条例（改正案）

平成元年3月20日

条例第1号

改正 平成2年6月25日条例第22号

平成4年3月16日条例第18号

平成6年3月11日条例第4号

平成7年3月17日条例第11号

平成8年3月12日条例第7号

平成9年3月14日条例第15号

平成13年3月21日条例第14号

平成14年3月20日条例第15号

平成14年6月24日条例第25号

平成18年3月22日条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づきニセコ町が設置する公園(以下「公園」という。)の使用及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 公園の名称及び位置は別表1のとおりとする。

（使用及び承諾）

第3条 公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の承諾を受けなければならない。

- (1) 露店及び興行その他これに類する行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、その他これに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) 公園をその用途以外に使用することを目的とする集会等を行うこと。

2 前項の承諾を受けようとするものは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容、その他町長の指示する事項を記載した申込書を提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者で、承諾を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した変更申込書を町長に申込みして、その許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の承諾を与えることができる。

5 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園の使用を承諾しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設及び設備を滅失し、汚損し、又はき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織及びその構成員の利益になると認めたとき。

(行為の禁止)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を著しく損なうこと。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (7) 前各号のほか、町長が公園管理上特に必要と認めて禁止する事項

(運動施設)

第4条の2 別表1に掲げる公園のうち、ニセコ町運動公園の運動施設(以下「運動施設」という。)は、別表2のとおりとする。

(運動施設の使用料)

第4条の3 運動施設を使用しようとする者は、別に条例で定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第4条の4 前条の使用料は、公益上その他特別の理由があるときは、教育委員会規則の定めるところによりその使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の返還)

第4条の5 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責に帰することのできない理由により使用できなくなった場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(損害の賠償)

第5条 使用者の故意、怠慢、過失等によって施設その他に損害を生じせしめたときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(使用の禁止又は制限)

第6条 町長は、公園の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合においては、公園を保全しその使用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の使用を禁止し、若しくは制限することができる。

(処分)

第7条 町長は、次の各号の一に該当するものに対して、この条例の規定によってした承諾を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは行為の中止、原状回復、公園からの退去を命ずるなどの処分をすることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 使用承諾に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により、使用承諾を受け又は目的以外に使用し、若しくは転貸したと認められたとき。

(管理の委任等)

第8条 別表1(第2条関係)中、有島記念公園及びニセコ町運動公園については、教育委員会に管理運営を委任する。

2 前項の規定を適用する場合において、条例中、町長とあるのは、教育委員会と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年6月25日条例第22号)

この条例は、平成2年7月6日から施行する。

附 則(平成4年3月16日条例第18号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月11日条例第4号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月17日条例第11号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月12日条例第7号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月14日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成13年3月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月20日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表1(第2条関係)

名称	所在地
有島記念公園	ニセコ町字有島56番地1 ほか27筆
ニセコ町農村公園	ニセコ町字富士見123番地10 ほか16筆
ニセコ町運動公園	ニセコ町字富士見168番地4 ほか3筆
曾我森林公園(東啓園)	ニセコ町字曾我39番地5 ほか2筆
綺羅街道本通小公園	ニセコ町字本通103番地2 ほか1筆
ニコまる公園	ニセコ町字本通139番地8
キラりん公園	ニセコ町字本通117番地5 ほか1筆
アンヌプリ森林公園	ニセコ町字ニセコ473番地1 ほか5筆

別表2(第4条の2関係)

運動施設

公園名	施設
ニセコ町運動公園	野球場 1面
	多目的広場 1面
	ゲートボールコート 2面
	パークゴルフ場 1面